

議 事 録

<input type="checkbox"/> 公開・ <input type="checkbox"/> 一部公開・ <input type="checkbox"/> 非公開			部 分 非公開 理 由		
			文書管理責任者	保存期間	30 () ・ 10 <input type="checkbox"/> 5 ・ 3 ・ 1 ・ 随
				作成日	令和5年8月25日（金）
部長	課長	課長補佐	係長	係	記録者所属
			職・氏名 高齢者係 主査 小暮 絵里子 [Ⓔ]		

会議等の名称	令和5年度第1回 東御市介護保険運営協議会 東御市地域包括支援センター運営協議会 東御市地域密着型サービス運営委員会	開催日時	令和5年8月25日（金） 午後1時15分～3時15分
		場 所	総合福祉センター3階 講堂
主催者(事務局)	福祉課高齢者係、地域包括支援係	司会者	司会進行：小林福祉課長 議事進行：横山会長
出席者	<p>【委員】村山弘子委員、柳澤ひろ子委員、星山直基委員、横山好範委員、田中美恵子委員、塩崎和男委員、橘淑子委員、青木豊英委員、原澤敦子委員、森野洋平委員、唐澤光章委員、三繩雅枝委員、大谷美知子委員、柳沢宗一委員、</p> <p>【事務局】井出政之健康福祉部長、小林裕次福祉課長、渡邊恵美子地域包括支援係長、渡邊亮太高齢者係長、早坂美智代主査（地域包括支援係）、笹井涼子主査（地域包括支援係）、青木朋子主査（地域包括支援係）奈良 静主任（地域包括支援係）、堀茜主査（高齢者係）、堀口海主事（高齢者係）、小暮絵里子主査（高齢者係）</p>		
欠席者	宇田川美弥子委員		

議 題	(配布資料)	
協議事項	(1) 東御市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について	別紙会議資料1のとおり
〃	(2) 東御市の介護保険事業の状況について	別紙会議資料2のとおり
〃	(3) 東御市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度）	別紙会議資料3のとおり
〃	(4) 介護保険給付の状況について	別紙会議資料4のとおり
〃	(5) 在宅生活改善調査集計結果概要について	別紙会議資料5のとおり
〃	(6) 東御市高齢者生活・介護に関する実態調査集計結果概要について	別紙会議資料6のとおり
〃	(7) 市内介護サービス事業所への意見聴取について	別紙会議資料7のとおり
〃	(8) 令和4年度認知症初期集中支援推進事業活動報告について	別紙会議資料8のとおり
決定事項 (要点を箇条書き)		
次回への検討事項	なし	
次回開催	令和5年11月30日（木）13：30～15：30	(場所) 東御市総合福祉センター

	(発言者名)	(発言内容)
討議内容及び経過		
2 協議事項		
(1) から (3)	事務局	資料1から3について説明
	横山会長	ご意見等ある方は挙手をお願いします。
	村山委員	資料3について、生きがい支援の一つとして、シニアの団体をこれから支えていきたいという話があったが、シニアの団体の定義は何か。生涯学習講座も生きがい活動の一つだと思うが、そういった団体も支援する考えがあるのか。 2点目、虐待の相談件数が上昇しているが、その理由をどう考えているか。 3点目、介護人材確保について、ハード面の向上に関してはどう考えているか。 4点目、17ページ「見守り・家庭支援の推進」について、例えば弁当を置いてくれるだけではなく、利用者との会話が大切だと思うが、ソフト面を担う人材が足りているか、ソフト面を強化するためどんな工夫を考えているか。
	渡邊高齢者係長	資料3の3ページの生きがい支援についてお答えします。現在こちらで今考えているシニアに対する活動支援というのはシニアクラブに対する活動支援ということで、現時点では他の活動されている個別の団体さんというところについては、活動支援という形での考えはございません。ただし、令和6年4月から新しくなる高齢者センターでは、各団体さんで使っていただくことを想定をしておりますので、その際に場所貸出等の支援をできればと考えております。
	渡邊地域包括支援係長	資料3の資料15ページの権利擁護の推進についてお答えします。増加しているのは虐待の相談件数でして、虐待の認定件数とは異なります。増えた理由については、相談すれば早期に対応してもらえるという相談窓口の周知が進んできた結果であると前向きに捉えています。今後も、相談件数は増えただけでも虐待そのものの件数は増えないというところを目標にまたやっていければと思います。
	渡邊高齢者係長	資料3の資料22ページの人材確保についてお答えします。現在各事業所へヒアリングをさせていただいておるところでありますけれども、介護職離れ後はですね、まず新たな人材が入ってこないことによる介護現場の高齢化が進んだという話が聞かれております。現在県の方でもこれについては早急に対応しなければいけないと、昨日の19市介護保険事務研究会でも議題になっておりました。県としても何とか新たな人材の確保ということを考えていかなければいけないということを考えておまして、また検討を共有しまして、市の方でもできることがあれば取り組んでいきたいと考えております。
	渡邊地域包括支援係長	資料3の資料17ページの見守り家族支援についてお答えします。配食サービスにつきまして、必ず対面で一声かけていただきながら行っております。課題のところにもありますが食の提供というところよりも、そういった安否確認の方にだんだん目的がシフトしてきていますのでこちらの方の充実を考えていくことと、16ページの生活支援体制の整備でもありますように、いろんな住民の方やボランティア団体ですとか、いろんな主体の団体の皆様で安否確認ですとか地域での暮らしを支えることができないか考えていくような会にさせていただいています。そういう中でも皆さんでできることは、こんなことがあったらいいんじゃないかということをお考えながら進めてまいりたいと思います。
	小林福祉課長	補足になりますが、介護人材不足については全県の課題として、県内の動きと合わせて取り組んでいかなければならない課題であります。これと合わせて、現在市で始まっている取り組みとして「どすこいサポーター」があります。これは令和4年度からメンバーの養成が開始しておりまして、有志の市民の皆さんが地域の市民を支えるための住民組織です。大勢の有志の皆さんが集まってくださっており、行政としても非常にありがたいと感じています。今後介護人材の確保と共に、市民の皆さんが市民の皆さんを支えるような地域にすることも重要だと考えております。

様式第4号（第21条関係）

	(発言者名)	(発言内容)
討議内容及び経過		
	村山委員	ありがとうございます。これは要望になるが、ぜひ高齢者の社会参加・生活支援のために、生涯学習ともうまく連動して取り組んでいただきたい。
	原澤委員	資料3の22ページ介護人材の確保に関して、ケアプランデータ連携システムの導入の推進とあるが、いろいろな事業所が足並みを揃えないと導入の効果がないと思うが、市として統括して推進する考えはあるか。
	高齢者係小暮	おっしゃる通り、多くの事業所が導入しないと効果が得られないものだと思っています。ただ、導入が始まったばかりで、実際の使い勝手等は不明ですが、効率化の可能性があるので推進していきたいと考えております。導入について、市内事業所の希望状況をお聞きしたいと思います。
	原澤委員	当事業所では、周りの地域が導入されたら導入したいと考えている。導入状況については把握しているか。
	高齢者係小暮	導入状況については把握していないので、まずは、状況把握から始めたいと思います。
	柳沢委員	認知症施策について、施設の人員態勢に問題があると感じる。同じ介護度であっても、認知症の場合は、特別な配慮が必要になるため、相応の職員の資質や人員体制が必要だと思う。
	青木主査	今は施設のお話でしたけれども、認知症対応型のサービスはありますが、受け入れ人数の状況等によって、専門のサービスを受けることが難しいケースも考えられます。お家で介護するのが大変で施設に預けたのに、施設でも大変だからと家に帰されてしまうとか、そういうお話も家族会では聞いています。第9期計画の中では、認知症の施設の職員さんに対して、行動力の対応の研修とか、そういうところを含めて考えていきたいと思っています。
	三縄委員	資料1の10ページについて、サービス見込み量推計の前提として、介護人材が不可欠だと思うが、介護人材確保の計画はあるか。 資料2の3ページについて、認定率が抑えられているという表現があるがこれは意図的に抑えられるものなのか。 資料3の3ページについて、「個々のニーズに合った生きがいを見つけるための支援」という表現があるが、実行可能な方針なのか。 資料3の全体を通して「周知する」とあるが、これまでも周知は行っていると思うが、改めて行う意味、これまでの周知との違いは何か。 第8期計画では、コロナの影響は少なからずあったと思うが、評価は「3 概ね（70%）成果を果たせた」や「4 目標通り（90～100%）成果を果たせた」が多かった。評価の考え方について聞きたい。
	高齢者係小暮	1点目の介護人材確保計画についてお答えします。人材計画については、県の方で主にやっているものになりまして、サービス量推計の作業の際には、県が算定した人材推計を市の方で使用するという流れになっております。介護人材確保については、基本的には市単独で取り組むというよりは、より広い視点で県が主体となって行う事業となっております。介護給付の人材計画についてはそういった感じで、住民主体となって行うような事業の人材については、市町村ごとになると思いますので、それについては先ほど申し上げたどすこいサポーターのような形で地域住民が人材としてどれぐらい入ってくるかというような推計を踏まえてサービス量の推計を行います。

	(発言者名)	(発言内容)
<p>討議内容及び経過</p>		
	<p>渡邊地域包括支援係長</p>	<p>2点目の、「認定率が抑えられる」についてお答えします。 認定率は、認定調査と主治医意見書を基に認定審査会で決まるものですので、意図的に抑えるといったことはできません。 調整済認定率の72位という順位ですが、県内他団体と比較し、認定率が高い状況を示しています。</p>
	<p>渡邊高齢者係長</p>	<p>3点目の、「個々のニーズに合った生きがいを見つけるための支援」についてお答えします。 今現在私どもで考えているのは、今現状である例えば生涯学習講座や体操教室等を、こういうものがありますよというところを皆さんにお知らせしていくというようなタイプのものを考えております。 その中からご自分で参加したいものを見つけていただきたいと考えております。確かに実際言われるように、ちょっと取り方によってはなかなか難しいことだと思っておりますので、一度、事務局としては、そのような形で情報をご提示していくというような形で今考えておりますので、少しまた書き方を考えさせていただければと思います。 4点目の、周知についてお答えします。 周知については、現在、様々な周知方法で確かに行っているんですが、また新たな高齢者というのがどんどん入っていきます。そういう方たちに対しては継続して行っていかなければならないと考えております。また、周知方法については、これから後期高齢者になる方はスマホも結構お使いになられているかなと思っておりますので、周知の方法とすれば、今までメインであった紙媒体に加えて、電子媒体というものを追加して周知をしていければと考えております。 5点目の評価の方法についてお答えします。今実際には、3年間の計画の3年目というところにおります。中間とは言えませんが、終盤なっているんですが、3年間最後まで行った後の評価というのはで変わる部分もあるかと思っております。 今現時点でやっている部分について評価させていただいて、最終的にはこの3年を振り返り評価を行っていきたくて考えておりますのでよろしくお祈りします。</p>
	<p>三繩委員</p>	<p>ありがとうございます。 人材確保ですけれども、本当に大変な仕事だと思うので、どんどん県の方にも、事業所の方の声、住民の方の声を市の声として意見をどんどん伝えてほしい。十分なサービスができるよう、人材確保にむけて、声を上げていただけたらと思う。</p>
	<p>森野委員</p>	<p>3点ほどお願いします。 1点目として、市外の事業所では外国人人材を受け入れているということもあると思うが、介護人材確保に関して、県からの情報提供以外に何か市として取り組む予定はあるか。 2点目として、介護サービス事業所の災害・感染症対策に関してです。当該医療法人でもコロナ流行の際は支援物資たくさんいただき大変ありがたいと思っています。 ただ、福祉避難所について、その指定は確かに受けていて、福祉避難所ということで場所の提供はできるんですけど、実際災害時に人をそちらの避難所の方に割くということは多分できないと思います。今計画で介護事業者事業継続計画というのをそれぞれ立てていると思いますので、具体的な様子もわかってくると思うので各事業所にちょっと聞き取り調査などしておいていただいた方がいいかなと思いました。 3点目として、資料3の24ページ低所得者の負担軽減策についてです。障害をお持ちの方が65歳になって介護サービスに移り変わると、利用者負担が増えてしまうという実態があります。民間介護・福祉事業所連絡会で検討していることがあるので、今後また提案させていただきますのでご承知おきください。</p>
	<p>渡邊高齢者係長</p>	<p>1点目の人材確保についてお答えします。県が主として動いている部分ですが、事業所への聞き取りでお話を聞いていますと、事業所によっては人材不足が深刻だと伺っております。大きな市町村では市の方でも動いているというお話を聞いておりますので、またそちらの方の情報収集をしながら、当市にそれが当てはまるのかも検討させていただければと思います。 2点目の福祉避難所についてお答えします。介護事業所には人材を含めて、通常の避難所では対応が難しい方の受け入れをお願いしたいというのが基本的な考え方です。福祉避難所の指定をされている事業所さんと協議をしながら、これから、また災害シーズンになってくるということで、ちょっと遅くなってしまいうんですけども、聞き取り調査を10月頃に考えております。 お話を伺いながら、調整できればと思っておりますのでよろしくお祈りします。 3点目については、今後のお話ですね。障害と介護それぞれの仕組みに課題があるということですね。またご教示をお願いします。</p>
	<p>橘委員</p>	<p>私も介護保険の現場にいるが、本当は3回サービスが必要なのに2回しか入れないというケースを聞いたことがある。サービスの限度回数はどうやって決まるのか。予算で決まってしまうのか。</p>
	<p>早坂主査</p>	<p>サービスの内容と回数については、介護保険の介護度に応じて、事業所の方で決めるものです。また、もっとサービスが必要となった場合は、担当者会議を開いて検討し、区分変更という介護度を変更する手続きをとることになります。あくまでも、事業所と利用者が決めることで、市がサービスの限度を決めることはありません。</p>

様式第4号（第21条関係）

	(発言者名)	(発言内容)
討議内容及び経過		
	横山会長	それでは次の課題もありますので、これで質問は一旦打ち切らせていただきたいと思います。 続きまして、(4) 介護保険給付の状況についてから(8) 認知症の初期集中支援推進事業活動報告についてまで、事務局にて説明をお願いします。
(4) から (8)	事務局	資料4から8について説明
	横山会長	それでは本日の協議事項は、以上でございます。 大変予定した時間をオーバーして進行がスムーズにできなくて大変申し訳ございませんでした。 以上で議長を退任して事務局に進行をお返しいたします。